

ITER周辺トムソン散乱計測装置等の開発作業に係  
る労働者派遣契約  
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
那珂フュージョン科学技術研究所  
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

## 1. 件名

ITER 周辺トムソン散乱計測装置等の開発作業に係る労働者派遣契約

## 2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）那珂フュージョン科学技術研究所計測開発グループにおいて、ITER 周辺トムソン散乱計測装置に関する開発・試験作業及び保守作業並びにそれに付随する設計作業に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 3. 業務内容

### (1) 開発・試験及び保守作業

- (ア) ITER 周辺トムソン散乱計測装置用機器の開発・試験作業
- (イ) ITER 周辺トムソン散乱計測装置用機器の保守作業
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に係る技術資料の作成
- (エ) 上記(ア)及び(イ)に係る工程表及び作業要領書（計測開発グループが定める書式に従うこと）の作成

### (2) 設計作業

- (ア) 周辺トムソン散乱計測装置の計測用レーザの設計
- (イ) 周辺トムソン散乱計測装置に関するダイアグラム作成作業
- (ウ) 周辺トムソン散乱計測装置の機器配置設計に係る CAD 作業

### (3) 安全・工程管理

- (ア) 先進計測開発棟内におけるクレーン使用作業及び玉掛け並びにそれらの作業記録作成
- (イ) 先進計測開発棟内における電気工事作業及び電気工作物の保守作業並びにそれらの作業記録作成
- (ウ) 計測開発グループにおける先進計測開発棟などの作業に係る安全及び工程管理

### (4) その他上記の付隨的業務（上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの）

## 4. 必要な要件

- (1) レーザ機器取扱技術者第1種に相当する資格を保有又はそれに相当する専門知識（レーザ機器の取扱に関する安全管理及び安全設計に必要な専門知識）を有すること。
- (2) 高出力レーザの運転及び保守に係る経験を有すること。
- (3) クレーン・デリック運転免許証（クレーン限定可）を有すること。
- (4) 玉掛け技能講習を修了していること。

- (5) 第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有すること。
- (6) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと。

## 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

## 6. 就業場所

茨城県那珂市向山 801 番地 1  
QST 那珂フュージョン科学技術研究所  
ITER プロジェクト部 計測開発グループ  
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等  
電話番号：029-210-2705

## 7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループ

## 8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループリーダー

## 9. 派遣期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。  
ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。  
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

## 11. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間：9時から17時30分まで（休憩時間60分を含む）
- (2) 休憩時間：12時から13時まで  
必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。  
なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。  
派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

## 1 2. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

## 1 3. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議の上、必要な処置を講じること。)

## 1 4. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

## 1 5. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

## 1 6. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はそ

の旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書又は健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする(届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること)。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

## 1 7 . 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

## 1 8 . その他

(1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

(2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

(3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQSTと協議し、その指示に従うこと。

(5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育(就業後、QSTが実施すべき科目を除く。)を受講させること。

(6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュ

- リティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。  
また、特に次の事項に注意しなければならない。
- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

(7) 本契約に関する関係者や派遣労働者に外国人が含まれ、那珂研究所に入構する予定がある場合は、速やかに QST に連絡すること。入構許可を有していない場合は、入構手続きを行い、那珂研究所の入構許可が下りたことを確認して入構すること。外国人の入構手続きについて、手続き開始後、許可が下りるまで通常 1 週間程度を要する。

#### 19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上